

南木曾町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

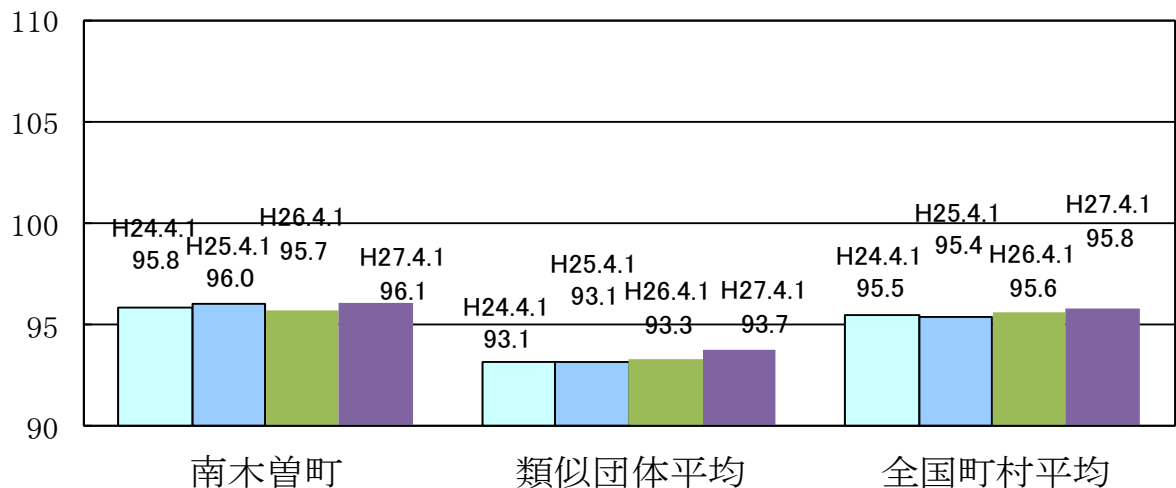
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 4,663	千円 3,723,962	千円 80,432	千円 659,170	% 17.7	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 76	千円 267,607	千円 56,433	千円 99,694	千円 423,734	千円 5,575	千円 5,471

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南木曾町	40.8歳	306,200円	363,895円	334,909円
長野県	45.5歳	340,213円	407,228円	375,427円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.7歳	298,502円	348,728円	324,582円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外

勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
南木曾町	51.4歳	3人	264,400円	274,062円	274,350円	調理師	44.5歳	255,300円
長野県	51.6歳	260人	330,741円	—	363,809円	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	334,283円	—	408,996円	—	—	—
類似団体	41.7歳	3人	298,502円	348,728円	324,582円	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
南木曾町	3,884,886円	3,364,000円	1.155

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24～26年3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

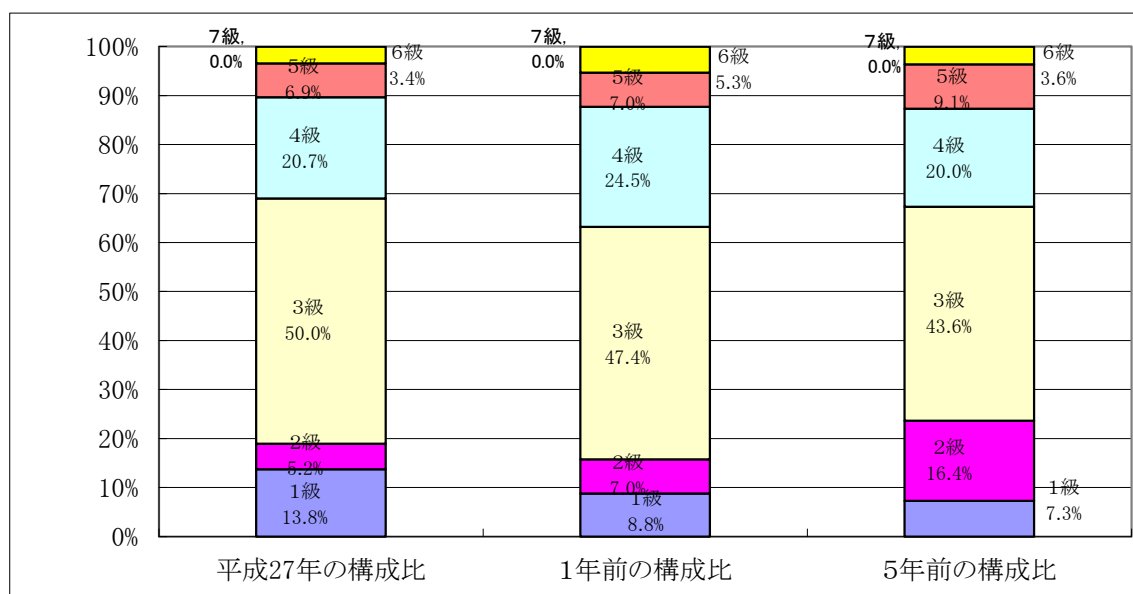
区 分		南木曾町	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700円	183,100円	174,200円
	高 校 卒	144,600円	148,400円	142,100円
技能労務職	高 校 卒	146,700円	143,700円	—
	中 学 卒	134,000円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	8人	13.8%	140,100円	246,100円
2級	主任の職務	3人	5.2%	190,200円	303,000円
3級	主査及び係長の職務	29人	50.0%	226,400円	348,800円
4級	課長補佐及び町長が定める係長・上級主査の職務	12人	20.7%	259,900円	379,800円
5級	課長及び町長が定める課長補佐の職務	4人	6.9%	286,200円	391,800円
6級	町長が定める課長の職務	2人	3.4%	317,000円	409,000円
7級	町長が定める課長の職務	0人	0%	361,300円	443,700円

- (注) 1 南木曾町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成25年に6級制から7級制にしている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

年度末に客観的に勤務評定し反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南木曾町	長野県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,440千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,643千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 6級15%、5・4級10%、3級5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

--

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

南木曾町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 15,804千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			実績なし 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）			0%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	伝染病疫に従事する職員	伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者救護など	0千円	4時間以上の場合700円 4時間未満の場合350円
行路死病人取扱手当	行路死病人の取扱作業に直接従事した職員	行路死病人の取扱作業	0千円	行路死亡人 1回5,000円 行路病傷人 1回3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	24,049千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	334千円
支給実績（25年度決算）	11,180千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	180千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		11,535千円	268,256円
住居手当	住居を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給	同		2,078千円	207,820円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給	異	県と同様	5,527千円	85,034円
管理職手当	課長 35,000円 課長補佐 25,000円			4,290千円	390,000円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	619,000円 (692,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額
			副市町村長
報酬	議長	235,000円 (235,000円)	395,000円 / 140,000円
	副議長	163,000円 (163,000円)	310,000円 / 115,000円
	議員	143,000円 (143,000円)	290,000円 / 100,000円
手期末	市区町村長 副市町村長	(26年度支給割合) 3.10月分	

	議長 副議長	議長 副議長	(26年度支給割合) 3.10月分
退職手当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式) 在職月方式	(1期の手当額) 14,116,800 7,229,856
	備考		(支給時期) 任期終了時 任期終了時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

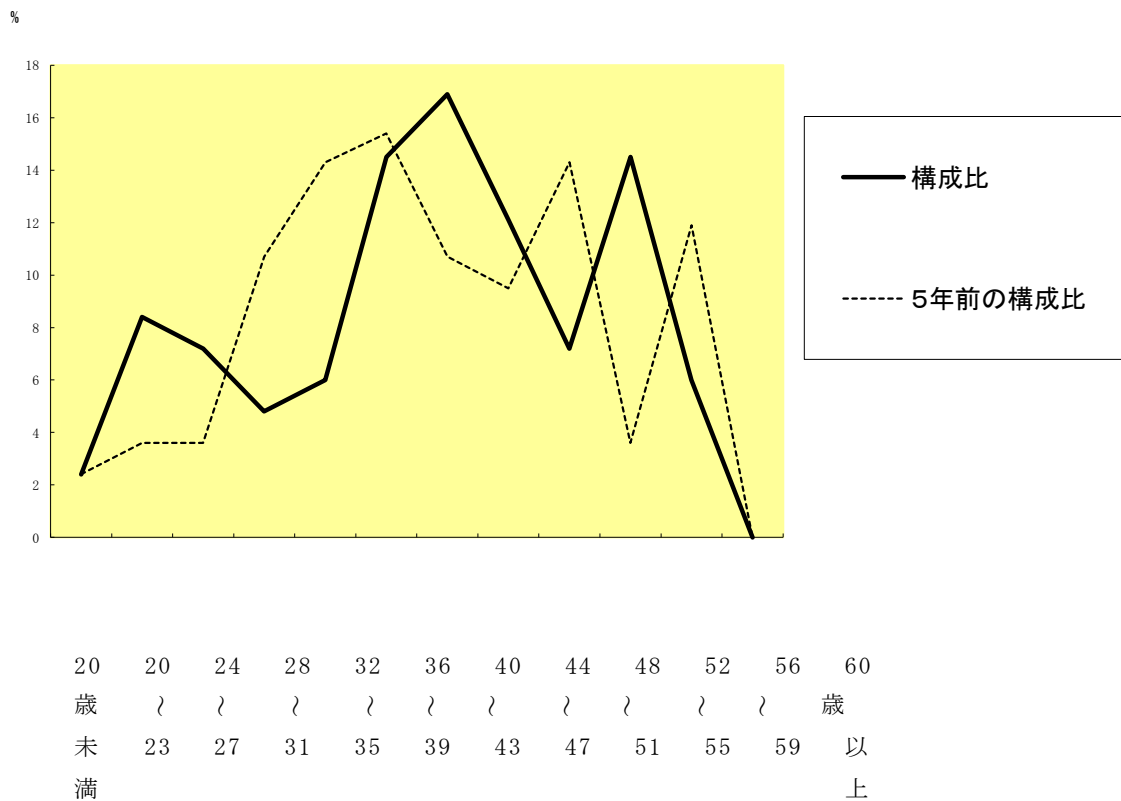
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成27年	平成26年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	1	1	0	
		総務	17	18	▲1	
		税務	4	4	0	
		農林水産	6	5	1	
		商工	5	5	0	
		土木	7	6	1	
		民生	23	21	2	
		衛生	6	6	0	
		計	69	66	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 186.43人)
		教育部門	7	9	▲2	
	消防部門	0	0	0		
	小計	76	75	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 162.98人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.99人)	
公営 企業 等 部門	水道	1	1	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	2	2	0		
	小計	7	7	0		
合計		83	82	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 178.00人	
		[93]	[93]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	2人	7人	6人	4人	5人	12人	14人	10人	6人	12人	5人	0人	83人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	27年	26年	25年	24年	23年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	69	66	65	64	65	66	3(4.5%)
教育	7	9	10	12	13	13	6(▲46.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計	76	75	75	76	78	79	3(▲3.8%)
公営企業等会計	7	7	6	7	7	6	1(16.6%)
総合計	83	82	81	83	85	85	2(▲2.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。